

千葉県三世代同居・近居支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高齢者（助成申出日現在で市内に1年以上住所を有し、かつ交付申請日現在で65歳以上の者をいう。以下同じ。）と子と孫が三世代で同居又は近隣に居住するための住宅の新築や増改築、購入、転居等に対して助成を行うことにより、三世代家族の形成を促進し、高齢者の孤立を防ぐとともに、家族の絆の再生を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「助成申出日」とは、この要綱に基づき助成金の交付申請予定の申出を行う日をいう。
- (2)「交付申請日」とは、この要綱に基づき助成金の交付申請を行う日をいう。
- (3)「子」とは、高齢者の一親等の卑属又はその配偶者をいう。
- (4)「孫」とは、高齢者の二親等の卑属で、交付申請日に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう（交付申請日までに出生する予定である者を含む。ただし、当該予定が助成申出日に母子健康手帳等で確認できることを要する。）。
- (5)「三世代同居」とは、高齢者と子と孫が同居することをいう。
- (6)「近居」とは、高齢者の居住する住宅が建築されている敷地と子の居住する住宅が建築されている敷地を結ぶ直線距離が1km以内（敷地を結ぶ直線距離の起点については、転居前はそれぞれの敷地から一番遠い場所とし、転居又は再転居後はそれぞれの敷地から一番近い場所とする。）であることをいう。ただし、いずれかの世帯に孫が同居しているものとする。

(助成対象者)

第3条 この要綱により助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、高齢者又は子とする。ただし、高齢者、子、孫及びそれぞれの世帯員（以下「助成対象世帯員」という。）は、別表1に掲げる要件を備えているものとする。

(助成対象費用)

第4条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 三世代同居又は近居するための住宅の新築、又は三世代同居するための住宅の改築に要する費用
- (2) 高齢者の世帯又は子の世帯が居住する住宅について、三世代同居するための10㎡を超える増築に要する費用
- (3) 三世代同居又は近居するための住宅の購入に要する費用

- (4) 三世同居又は近居するために賃貸住宅に転居する場合の賃貸借契約等に要する費用
- イ 礼金、権利金、仲介手数料（敷金等の借入人が返還を受けられる費用は対象としない。）
 - ロ 賃貸住宅への転居に伴う引越費用（引越業者又は運送業者への支払いに係る実費のうち、引越に要する車両のレンタル費用やそれに伴う燃料代は除き、運搬に係る費用に限る。なお、エアコンの取り付け等の電気工事、不用品の引き取り、荷物の一時保管等の付帯サービス費用は含めない。また、両世帯が新居住地に転居となる場合は、どちらかの世帯のみの費用とする。以下同じ。）
- (5) 三世同居又は近居するため、高齢者の世帯若しくは子の世帯が居住する住宅（持家に限る）に他方の世帯が転居してくる場合、又はどちらかの世帯が新居住地（持家に限る）に転居する場合の引越費用
- 2 前項第1号から第3号において、土地の購入を要する場合は購入費用を、土地の賃借を要する場合は権利金等の一時金の費用を、転居を伴う場合は引越費用を、必要に応じて助成対象費用に加える。
- 3 子の世帯が市外から転入した場合は、前2項に掲げる費用の他に、2年目及び3年目の助成として、次に掲げる費用を対象とする。
- (1) 第1項第1号から第3号に掲げる費用の助成を受けた場合、当該助成の交付決定の日から起算して1年を経過した日及び2年を経過した日に、別表1の番号6から9の要件を満たしているときは、それぞれの日が属する年度の土地及び家屋に対して課税される固定資産税及び都市計画税（助成対象として助成金の交付を受けた土地及び家屋又は当該家屋から賃貸住宅以外の家屋に再転居したときはその土地及び家屋に対して新たに課税される固定資産税及び都市計画税をいう。）の支払いに要する費用（当該助成の交付決定の日から起算して1年を経過した日の属する年度の土地及び家屋に対して固定資産税及び都市計画税が課されない場合は、当該助成の交付決定の日から起算して1年を経過した日以降、初めて課税される年度の固定資産税及び都市計画税及びその翌年度に課税される年度の固定資産税及び都市計画税の支払いに要する費用）
- ただし、2年目の助成を受けた後に当該家屋から賃貸住宅以外の家屋に再転居したときは、その土地及び家屋に対して固定資産税及び都市計画税が初めて課税される年度を3年目の助成とする。
- (2) 助成対象者が土地を賃借している場合は、前号に加えて、それぞれの日から過去1年間の地代の支払いに要する費用（対象となる日が属する月の地代月額×12月分）
- (3) 第1項第4号に掲げる費用の助成を受けた場合、当該助成の交付決定の日から起算して1年を経過した日及び2年を経過した日に、別表1の番号6から9の要件を満たしているときは、それぞれの日から過去1年間の家賃の支払いに要する費用（対象となる日が属する月の家賃月額×12月分）
- 4 第1項から第3項において、助成対象世帯員専用の居住に要する部分以外（店舗、賃貸等）のある住宅の場合は、当該居住に要する部分の費用を対象とする。

(助成対象外費用)

第5条 次に掲げるものは、助成対象としないこととする。

- (1) 前条第1項第1号及び第2号に掲げる助成対象費用について、第9条の規定による助成金交付申請予定の確認前に建築工事に着手した場合は、当該建築等に係るすべての費用
- (2) 前条第1項第3号から第5号及び第2項に掲げる助成対象費用について、第9条の規定による助成金交付申請予定の確認前に契約を締結した場合は、当該契約に係るすべての費用（引越費用については、助成金交付申請予定の確認前に荷物の引き渡しを受けた場合は、当該引越費用。）
- (3) 助成対象費用の一部又は全部が他の制度による助成等の対象となる場合、当該他制度により助成等が行われる費用

(住宅の要件)

第6条 この要綱により助成を受けるためには、次に掲げる住宅の要件を備えるものとする。

- (1) 市内に建築された物件であること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）その他関係法令の基準を満たした住宅であること。
- (3) 三世帯同居する場合の住宅は、1室を高齢者の専用室とすること。
- (4) 三世帯同居又は近居に係る住宅の所有者又は賃借人が助成対象世帯員のいずれかであること。

(助成の範囲)

第7条 第4条の助成対象費用に対し、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げる費用を助成する。

- (1) 第4条第1項第1号、第2号、第4号、第5号及び第2項に掲げる費用の実額から第5条に掲げる費用を除いた額に2分の1を乗じて得た額と、助成限度額50万円とを比較して、いずれか低い額とする。ただし、第4条第1項第1号及び第2号に係る契約を市内業者と締結した場合は、助成限度額を100万円とする。
 - (2) 第4条第1項第3号に掲げる費用の実額から第5条に掲げる費用を除いた額に2分の1を乗じて得た額と、助成限度額50万円とを比較して、いずれか低い額とする。ただし、契約を市内業者と締結した場合は、当該費用に市内業者の持ち分の割合を乗じた額と100万円とを比較して、いずれか低い額を助成限度額とする。
 - (3) 第4条第3項各号に掲げる費用の実額から第5条第1項第3号に掲げる費用を除いた額と、助成限度額15万円とを比較して、いずれか低い額とする。
- 2 前項第1号の「市内業者」とは、市内に本店を有する事業者をいう。「市内業者」であるか否かは、次の各号に定める書類の提出をもって確認する。
- (1) 事業者が法人又は支配人登記をしている個人である場合は、現在事項全部証明書
 - (2) 事業者が個人である場合は、身分証明書

(3) その他、市内業者であることを確認するため、市長が必要と認める書類

(助成金交付申請予定の申出)

第8条 助成金の交付申請を予定している助成対象者（以下「申出者」という。）

は、三世代同居又は近居する前に、三世代同居・近居支援事業助成申出書（様式第1号）に、別表2に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

(助成金交付申請予定の確認)

第9条 市長は、前条の申出書を受理したときは、三世代同居・近居支援事業助成調査書（様式第2号）を作成し、内容について審査のうえ、助成対象費用及び助成限度額等について、三世代同居・近居支援事業申出確認書（様式第3号）により申出者に通知するものとする。

(申出内容の変更)

第10条 前条の規定により通知を受けた申出者が、申出の内容等を変更するときは、三世代同居・近居支援事業変更申出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の申出があったときは、三世代同居・近居支援事業助成調査書を作成し、変更内容について確認のうえ、三世代同居・近居支援事業変更確認書（様式第5号）により申出者に通知するものとする。

(交付申請の時期)

第11条 助成金の交付申請は、第4条に規定する助成対象費用に応じて、次に掲げる時期に行うものとする。ただし、高齢者、子又は孫の入院等により、交付申請のときに第3条に規定する要件を満たすことができない場合、各号の「3月以内」を最大「6月以内」に延長する。

(1) 第4条第1項第1号及び第2号に規定する費用について申請する場合、完了検査に合格し、検査済証の交付を受けた日から3月以内

(2) 第4条第1項第3号に規定する費用について申請する場合、登記完了日から3月以内

(3) 第4条第1項第4号及び第5号に規定する費用について申請する場合、住民基本台帳上の転居日から3月以内

(4) 第4条第3項第1号・第2号に規定する費用について申請する場合、対象となる日からその日が属する年度の3月末日まで

(5) 第4条第3項第3号に規定する費用について申請する場合、対象となる日から3月以内

(6) 第4条第1項第3号に規定する費用について申請する場合、助成対象の住宅への改修工事（壁紙の張り替えや、手すりの取り付け等）を実施し、第2号に規定された期限内に交付申請が出来ない場合、改修工事と転居に要すると認められる期間まで延長する。

(7) その他やむを得ない事情により、期限内に交付申請を行うことができなかった

と市長が特に認めた場合、必要と認めた期間。

(助成金の交付申請)

第12条 助成金の交付を受けようとする助成対象者（以下「申請者」という。）

は、第4条第1項各号及び第2項に規定する助成金の交付を受けようとする場合、前条に定める時期に従い、三世代同居・近居支援事業助成金交付申請書（様式第6号）及び高齢者家族支援計画書兼同意書（様式第7号）に、別表3に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 申請者は、第4条第3項各号に規定する助成金の交付を受けようとする場合、前条に定める時期に従い、三世代同居・近居支援事業助成金継続交付申請書（様式第8号）及び高齢者家族支援実施報告書（様式第9号）に、別表4に定める書類を添付して、市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第13条 市長は、前条の規定に基づく申請があったときは、内容について審査を行うとともに、必要に応じて対象住宅の実地検査及び世帯員からの聞き取り調査等を行い、申請者はこれに協力するものとする。

2 市長は、前項により助成金の交付の可否を決定し、その内容を三世代同居・近居支援事業助成金交付決定・却下通知書（様式第10号）により当該申請者に通知する。

3 市は、前条の規定に基づいて申請者が提出した高齢者家族支援計画書兼同意書及び高齢者家族支援実施報告書の内容について、必要に応じて、意見又は助言を述べることができる。

(助成金の交付)

第14条 前条により助成金の交付決定を受けた者（以下「受給権者」という。）

は、速やかに三世代同居・近居支援事業助成金交付請求・口座振込依頼書（様式第11号）を市長に提出し、助成金の交付を受けるものとする。

(届出義務)

第15条 受給権者は、交付決定の日から起算して1年及び2年が経過した際に、速やかに三世代同居・近居支援事業現況届（様式第12号）を市長に提出するものとする。

2 受給権者は、次の各号の一に該当したときは、速やかに、三世代同居・近居支援事業変更届（様式第13号）を市長に提出するものとする。

(1) 高齢者、子又は孫の死亡等により、三世代同居又は近居の状態でなくなったとき。

(2) 住宅を自己の居住の目的以外の用途に使用するとき。

(3) 高齢者の世帯や子の世帯が再転居するとき。

(4) その他この要綱の規定に基づいて申請した事項に変更が生じたとき。

- 3 受給権者は、第4条第3項（再転居したときに限る。）に該当したときは、三世代同居・近居支援事業変更届（様式13号）のほかに別表2に定める書類を市長に提出するものとする。
- 4 市長は、第2項及び第3項の届出があった場合は、内容について確認を行うとともに、必要に応じて実地調査等を行い、受給権者はこれに協力するものとする。

（交付決定の取消）

第16条 市長は、受給権者が次の各号の一に該当し、交付決定を取り消したときは、三世代同居・近居支援事業助成金交付決定取消・返還金決定通知書（様式第14号）（以下、「取消・返還金決定通知書」という。）により、当該受給権者に通知する。

- （1）法、その他関係法令に違反したとき。
- （2）虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- （3）住宅を正当な理由なく自己の居住の目的以外の用途に使用したとき。
- （4）第4条第1項及び第2項の費用の助成金交付決定の日から3年を経過する前に、正当な理由なく三世代同居又は近居をやめたとき。
- （5）前各号に定めるもののほか、本要綱に違反したとき。

（助成金の返還）

第17条 市長は、既に助成金を受けた者に対し、前条の規定に基づく交付決定の取り消しを行った場合、取消・返還金決定通知書により通知した上で、次の各号に定める範囲で助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

- 2 前条第1号及び第2号に該当した場合は、助成金の全部を返還対象とする。
- 3 前条第3号から第5号までに該当した場合は、次に掲げるとおり、助成金の一部を返還対象とする。
 - （1）第4条第1項及び第2項の費用を対象に助成金の交付を受けた場合は、交付決定の日から取消事由の発生した日までを交付対象の範囲とし、3年間から当該交付対象期間を除いた日数分の助成金額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を返還対象とする。
 - （2）第4条第3項の費用を対象に助成金の交付を受けた場合は、交付決定の日から取消事由の発生した日までを交付対象の範囲とし、1年間から当該交付対象期間を除いた日数分の助成金額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を返還対象とする。

（補則）

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表1 「助成対象世帯員の要件」

番号	要件	左の対象者
1	助成申出日現在、市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をしていること又は日本国の在留資格を有し、かつ市内に住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の規定に基づく外国人住民登録をしていること。	高齢者
2	番号1の登録により、市内に引き続き1年以上住所を有することを証明できること。	高齢者
3	千葉県三世帯同居・近居支援事業の助成を過去に受けたことがないこと。	助成対象世帯員全員
4	三世帯同居又は近居するため、高齢者と子の両方又は一方が市内転居を行うこと。もしくは、子が市外からの転入を行うこと。	高齢者及び子
5	助成申出日から前6月以内に助成対象世帯員と三世帯で同居又は近居している場合は助成対象としない（同居している子が障害者である等、支援が困難と認められる場合を除く）。ただし、高齢者と子の両方が番号3に該当し、未だ三世帯同居又は近居していない高齢者がすでに三世帯同居又は近居している世帯と新たに三世帯同居又は近居する場合は、助成対象とする。	高齢者及び子
6	交付申請日現在、住民税及び固定資産税を滞納していないこと。なお、「住民税」は、道府県民税（都民税）及び市町村民税（特別区税）をいう。また、「固定資産税」は、千葉県税のみを対象とする。	高齢者、子及びそれぞれの配偶者
7	交付申請日現在、家賃を滞納していないこと。ただし、三世帯同居又は近居するため、賃貸住宅から賃貸住宅に転居した場合に限る。	高齢者又は子
8	交付申請日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護、又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けていないこと。	助成対象世帯員全員
9	交付申請日現在、市内に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録をしていること又は日本国の在留資格を有しかつ市内に住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）の規定に基づく外国人住民登録をしていること。	助成対象世帯員全員
10	三世帯同居又は近居を3年以上継続すること。 なお、高齢者家族支援計画書兼同意書（様式第7号）の署名をもって、その誓約とする。	助成対象世帯員全員
11	本事業の趣旨を理解し、高齢者に対する必要な支援（介護や見守り等）を協力して行うこと。	高齢者以外の助成対象世帯員全員

別表2 「交付申請予定の申出を行う場合及び2年目及び3年目の助成対象者が再転居による変更の届出を行う場合の添付書類」

添付書類	備考
案内図（付近見取図）	共通
建物配置図	第4条第1項第1号～第3号、第3項第1号の費用について申請する場合
建物平面図（高齢者専用室が確認できるもの）	三世代同居する場合
子世帯の住民票の写し	子世帯が市外に居住している場合
母子健康手帳の写し	孫が出生予定である場合
建築確認済証及び確認申請書（第1面から第5面）の写し	第4条第1項第1号・第2号、第3項第1号の費用について申請する場合
建築承諾書（土地所有者全員分）	第4条第1項第1号・第2号、第3項第1号の費用について申請する場合（土地が助成対象世帯員の所有でない場合に限る。）
礼金・権利金・仲介手数料が確認できるもの	第4条第1項第4号イの費用について申請する場合
転居費用の見積書（経費の内訳が確認できるもの）	第4条第1項第4号ロ・第5号の費用について申請する場合

※それぞれの添付書類は、備考欄に示した場合のみ提出を要する。（「共通」は、すべての場合に提出を要する。）

※添付書類は、上記に示すもののほか市長が必要と認めるものとする。

別表3 「交付申請（1年目の助成）を行う場合の添付書類」

添付書類	備考
契約書の写し	第4条第1項及び第2項の費用について申請する場合（引越費用を除く）
助成対象費用の支払いが確認できる書類（領収書の写し又は住宅ローン契約書等の写し）	共通
他の制度による助成等を受けられる場合は、当該助成等の決定通知書等の写し	共通
高齢者と子と孫の続柄関係が確認できる書類（戸籍全部事項証明書（戸籍謄本））（又はその写し）	高齢者世帯と子世帯が同居しているが住民票上世帯分離している場合又は近居している場合
高齢者、子及びそれぞれの配偶者の市県民税及び固定資産税を滞納していないことがわかる書類（直近2年分）	自ら証明する書面を添付する場合、又は市が当該情報を取得できない場合
建築検査済証の写し又は建築台帳記載事項証明書（又はその写し）	第4条第1項第1号・第2号・第3号の費用について申請する場合
建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（又はその写し）	第4条第1項第1号・第2号・第3号の費用について申請する場合
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（又はその写し）	第4条第1項第1号・第2号・第3号のうち土地の購入費用について申請する場合
転居前の家賃の支払い状況を証明する書類（直近6か月分）	第4条第1項第4号の費用について申請する場合（転居前に賃貸住宅に居住していた場合に限る）
契約業者の現在事項全部証明書等	第7条第1項第1号ただし書きに該当する場合

※それぞれの添付書類は、備考欄に示した場合のみ提出を要する。（「共通」は、すべての場合に提出を要する。）

※添付書類は、上記に示すもののほか市長が必要と認めるものとする。

別表4 「交付申請（2・3年目の助成）を行う場合の添付書類」

添付書類	備考
高齢者、子及びそれぞれの配偶者の市県民税及び固定資産税を滞納していないことがわかる書類（直近1年分）	自ら証明する書面を添付する場合、又は市が当該情報を取得できない場合
助成対象年度の固定資産税及び都市計画税の納税通知書及び課税明細書の写し	第4条第3項第1号の費用について申請する場合
土地の賃貸借契約書の写し（地代の金額が確認できるもの）	第4条第3項第2号の費用について申請する場合
地代の支払い状況を証明する書類（直近1年分）	第4条第3項第2号の費用について申請する場合
賃貸住宅の賃貸借契約書の写し（家賃の金額が確認できるもの）	第4条第3項第3号の費用について申請する場合
家賃の支払い状況を証明する書類（直近1年分）	第4条第3項第3号の費用について申請する場合
建築検査済証の写し又は建築台帳記載事項証明書（又はその写し）	再転居後、第4条第3項第1号の費用について申請する場合
建物の登記事項証明書（全部事項証明書）（又はその写し）	再転居後、第4条第3項第1号の費用について申請する場合
土地の登記事項証明書（全部事項証明書）（又はその写し）	再転居後、第4条第3項第1号の費用について申請する場合

※それぞれの添付書類は、備考欄に示した場合のみ提出を要する。

※添付書類は、上記に示すもののほか市長が必要と認めるものとする。